

第18条 消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊟（注）」を削り、「㊞」を削り、（注）を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。